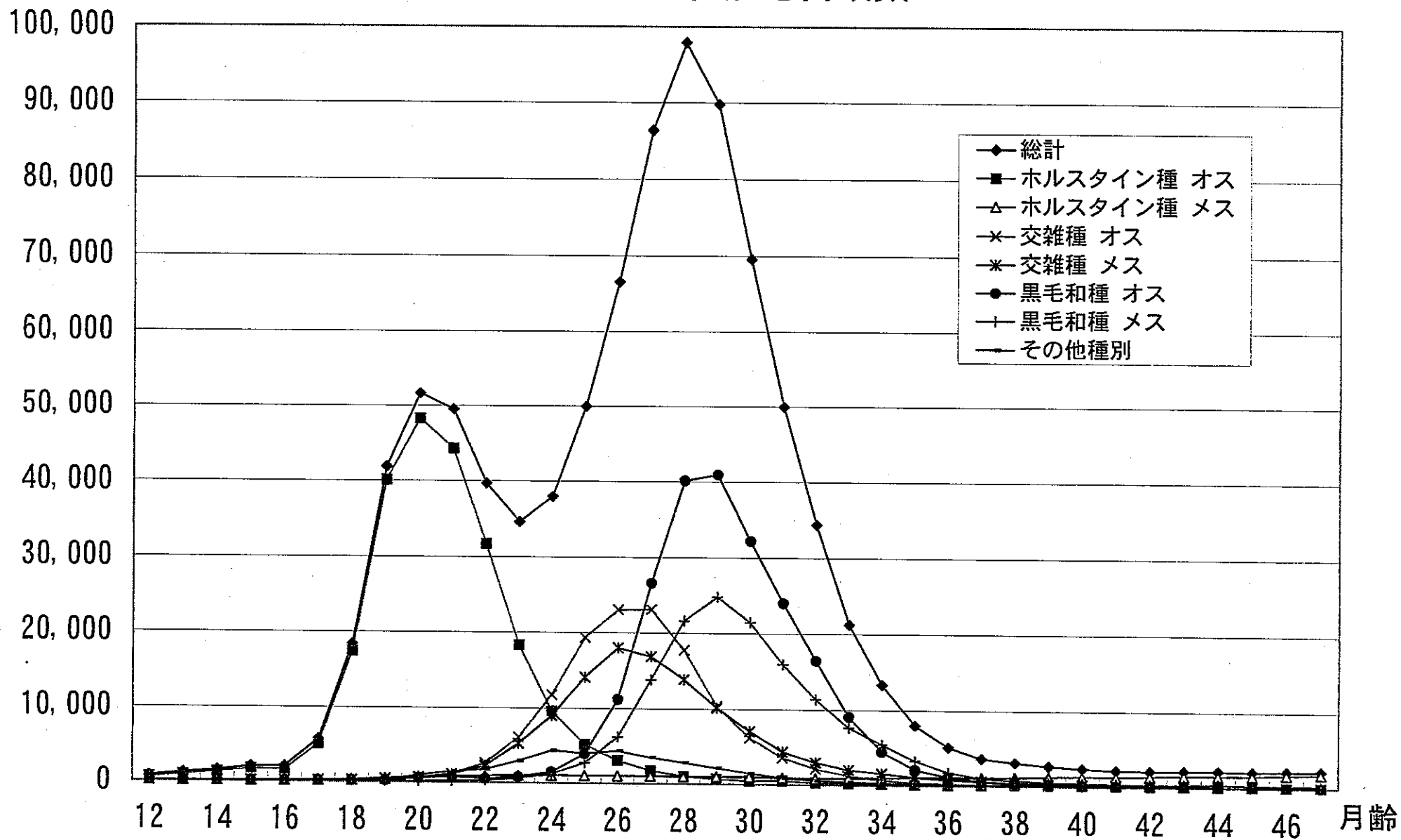


と畜頭数

月齢別・品種別と畜頭数



(注) 6月10日集計。2~4才の抜粋。法施行が平成15年12月1日であるため、11月30日までにと畜された牛の情報はすべて法の対象外の報告、11月30日以前に出生し12月1日以降にと畜された牛は性別のみ法の対象となる届出(ただし、法施行に伴う再届出であり集計時点では確認作業中)、12月1日以降に生まれた牛は性別、生年月日とも法の対象となる届出に基づくものである。